

## 東海第二発電所 核物質防護規定の遵守に係る 注意文書の受領について

当社は、本日、原子力規制委員会から、東海第二発電所の核物質防護規定※<sup>1</sup>の遵守に係る注意文書を受領しました。

これは、東海第二発電所核物質防護規定で設置を定め、かつ、同附則において「平成 25 年 10 月の設置を予定」と規定していた無停電電源装置の一部※<sup>2</sup>が、設置仕様の変更等に伴い当該期日までに設置されていなかったことが、同年 11 月下旬から 12 月上旬にかけて実施された原子力規制庁による核物質防護規定の遵守状況調査で指摘され、核物質防護規定違反に当たると判断されたものです。

なお、未設置となっていた無停電電源装置については、平成 26 年 1 月 31 日に設置済です。また、当該装置が設置されていなかった期間においては、警備上の異常事象は発生しておりません。

本件の原因は、法令遵守、核セキュリティに対する意識の欠如、核セキュリティ・核物質防護規定遵守に対する管理意識の不足から猶予期限の意義と期限の遵守を十分確認しなかったこと、また、工事実施に係る確認体制の不備、組織関係者間の意思疎通不足により、設備の設置、進捗状況の確認を怠ったことによるものです。

当社といたしましては、今回の注意を重く受け止め、今後、同様の事案を発生させることのないよう、発電所の核物質防護管理者等の法令遵守、核セキュリティに対する意識の向上を図るとともに、核物質防護管理者等による的確な管理の実施や、発電所の担当部門と請負会社の間及び発電所の担当部門と本店の担当部門の間での意思疎通の強化等、組織による業務のチェック機能の強化など確認された原因に対する対策を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

※ 1 : 核物質防護規定とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）第 43 条の 2 に基づき、事業者が発電所毎に定めているものであり、原子力規制委員会の認可を受けている。

※ 2 : 当該無停電電源装置は、一部の監視カメラ及び照明装置の機能を維持するためのもので、核物質防護措置強化の一環として、今回追加設置を行った。停電時に非常用電源設備により電源が復旧するまでの間（約 10 秒間）をカバーする。

○添付書類：核物質防護規定の遵守について（注意）

以 上

【注意文書】

核物質防護規定の遵守について（注意）

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）では、貴社東海第二発電所の核物質防護規定に定める無停電電源装置の設置について、設置期限超過後、約３ヶ月間に渡り、自ら当委員会に申告することなく、未設置の状態を継続させていた事象（核物質防護規定遵守義務違反）を確認しました。

このような事態に至った根本的な原因として、核物質防護管理者を含む核物質防護担当者の法令遵守、核セキュリティに対する意識が不足していたこと及び組織的な業務のチェック機構が欠如していたことが挙げられます。

また、昨年８月、当委員会から、周辺防護区域におけるセンサ機能が維持されていなかったとして注意していますが、その教訓が十分に活かされていないことも確認しています。

核物質防護規定を遵守することは、法令で定められた事項であり、核物質防護措置を講じる上で、最も基本となることです。これを適切に行わなかったことは問題であり、当委員会としても遺憾であることから、貴社に対し、注意します。

今後、かかる事態が再度発生することのないよう、再発防止対策を確実に実施することを求めます。

なお、当委員会としては、今後、核物質防護検査等を通じ、貴社の対策の実施状況を確認することとします。

以　上